
No. 167 (2021/4)

Google LLC v. Oracle America, Inc. 連邦最高裁判決

－ Google による Java API の複製はフェアユースに該当、下級審に差戻し －

調査研究部

目 次

1	はじめに.....	1
2	連邦最高裁判所判決の概要.....	1
	(1) 著作権侵害について.....	1
	(2) フェアユースの成否について.....	1
3	反対意見.....	3
4	今後の課題.....	3

1 はじめに

米国連邦最高裁判所は 2021 年 4 月 5 日、Oracle America Inc. (以下「Oracle」という。) が提供する Java SE (Java Platform, Standard Edition)の API として使用される"declaring code" (以下「本件コード」という。) を Google LLC (以下「Google」という。) が許諾なく複製したとして著作権侵害が争われていた事件で、Google による本件コードの複製行為は米国著作権法第 107 条に規定される「フェアユース」に該当すると判断、本件コードの著作物性を認めた上で Google によるその複製行為がフェアユースに該当しないとして著作権侵害を認定した米国連邦控訴裁判所の判決のうち「フェアユース」に関する判断部分を破棄し、下級審に差し戻す判決を行った。

以下、本号では、判決の概要のみ、主に判決要旨 (Syllabus) の記載に基づき、速報することとしたい。

なお、本件事件が連邦最高裁判所に至るまでの連邦地方裁判所及び連邦控訴裁判所における各裁判所の判断や経緯については、SLN 第 138 号及び第 165 号を参照されたい。

2 連邦最高裁判所判決の概要

Google は上告審において、複製された本件コードには著作権保護が及ばないこと (米国著作権法第 102 条(b)) 及び (仮に著作権保護が及ぶとしても) 著作権者は他人が著作物の「フェアユース」を行うことを妨げることはできないこと (米国著作権法第 107 条) の 2 点を主張した。各争点に対する連邦最高裁判所の判断の概要は次のとおりである。

(1) 本件コードの著作物性について

連邦最高裁判所は、「急速に変化する技術、経済、ビジネスに関する諸状況に鑑み、我々は、当事者の紛争を解決するために必要なことを超えて回答すべきではないと考える。」「議論を進めるために、複製された本件コードは著作権保護を享受し得ると仮定して、Google のコードの使用が「フェアユース」に該当するか否かに焦点を当てる。」として、本件コードが著作物性を有するか否かの判断を回避した。

(2) フェアユースの成否について

連邦最高裁判所は、米国著作権法第 107 条に定められる 4 つの要素についてそれぞれ下記のとおり述べ、Google による本件コードの複製は「フェアユース」に該当するとの判断を示した。

なお、連邦最高裁判所は同時に、コンピュータプログラムという主に実用品としての性質を有する著作物に伝統的な著作物の概念をあてはめることの難しさを述べつつ、本件において Google は、ユーザーインターフェイスを再実装するために API を複製したこと、ユーザー (プログラマー) がその才能を新規かつ変容的なプログラムに対して発揮することができるようにする限りにおいて複製を行っていることから、法律問題としてフェアユースを構成すると判断したものであって従前の判例を覆したり変更したりするものではないことを注記している。

ア 著作物の性質（フェアユースの第2要素）

複製されたコードは、プログラマーが既存のコンピュータコードに単純な命令を通じてアクセスする方法を提供するための「ユーザーインターフェイス」の一部である。結果、このコードは、コンピュータにタスクの実行を命ずるコードのような多くの他の種類のコードとは異なるものである。複製されたコードは、著作権保護を受けないアイデア（APIの全ての体系）及び新たな創作的表現（Googleにより独立して記述されたコード）と、インターフェイスの一部として生来的に結びついている。他の多くのコンピュータプログラムとは異なり、複製されたコードの価値は、かなりの部分がユーザー（ここではコンピュータプログラマー）による投資から派生するものである。そうした相違から、ここでのフェアユースの適用は、連邦議会がコンピュータプログラムに与えた一般的な著作権保護を害するものではない。

イ 使用の目的及び性質（フェアユースの第1要素）

GoogleによるAPIの一定の複製行為は、変容的利用である。Googleは、プログラマーが使い慣れたプログラミング言語の一部を捨て去ることなく異なるコンピュータ利用環境において仕事をすることを可能にするために必要とされる部分のみを複製した。Googleの目的は、異なるコンピュータ利用環境（スマートフォン）のためのタスク関連システム（task-related system）を作り出すことであり、また、その目的の達成及び普及に資するプラットフォーム、すなわちAndroidプラットフォームを作り出すことであった。訴訟記録によれば、インターフェイスの再実装の方法が多数存在することがコンピュータプログラムのさらなる開発を促進するとされる。したがって、Googleの目的は、著作権それ自体の根本的な憲法上の目的である創造の促進と一致していた。

ウ 著作物全体との関連で使用された量及び実質性（フェアユースの第3要素）

GoogleはAPIから、数百の異なるタスクを呼び出すのに必要なほぼ全てとなる約11,500行のdeclaring codeを複製した。しかしながら、それら11,500行は、争われている286万行から成るAPI全体のわずか0.4%である。「使用されている部分の量及び実質性」を考察するに当たっては、11,500行のコードは、相当に大規模な全体のうちのわずかな部分に過ぎないとみるべきである。複製されたコードは、インターフェイスの一部として、他のプログラマーからアクセスされる他のコードと不可分に結びつけられている。Googleは、彼らの創造性や美観によってではなく、プログラマーがその能力を新たなスマートフォンのコンピュータ利用環境に向けることを可能にするためにそれらのコードを複製した。「実質性」の要素は、本件におけるように、複製の量が正当かつ変容的な目的に結びついているとき、一般的にフェアユースに有利に働く。

エ 使用が著作物の潜在的市場又は価値に与えた影響（フェアユースの第4要素）

訴訟記録によれば、Googleの新しいスマートフォンは市場におけるJava SEの代替品

ではない。また、訴訟記録によれば、Java SE の著作権者はそのインターフェイスが異なる市場に再実装されることから利益を得る可能性がある。これらの事実に対して著作権を主張することは、公衆に対して、創造性に関する害を生じさせる危険がある。

3 反対意見

Brayer、Roberts、Sotomayor、Kagan、Gorsuch、Kavanaugh の 6 名の判事による多数意見に対し、Thomas 判事及び Altio 判事は反対意見を述べ、多数意見が本件コードの著作物性に関する判断を回避していることや、フェアユースに該当すると判断したことを批判している。なお Barrett 判事は審理に参加していない。

4 今後の課題

本件判決により Google による本件コードの複製行為が「フェアユース」に該当し著作権侵害に当たらないとされたことで、Android プラットフォームに対する実務的な影響は一応は回避された格好になるが、上記 2 (1) に記載のとおり、連邦最高裁判所は、本件判決に当たり、本件コードの著作物性そのものに関する同裁判所としての判断を示さなかった。一般論として、米国著作権法において本件コード、ひいては API が著作権保護の対象となるのかは、大きな論点として残されたこととなる。今後の議論が引き続き注目される。

以上